

入札説明会に代え。る。質疑が生じた場合にも随時受け
付けた人侵害と納納入期間が（ア）の港令和7年6月5日
個ををこ納納入期間が（イ）の港令和7年7月9日
納納入期間が（ウ）の港令和7年8月7日

5 . 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

納入期間が（ア）の港令和7年6月19日14時00分
納入期間が（イ）の港令和7年7月23日14時00分
納入期間が（ウ）の港令和7年8月21日14時00分
神奈川県横浜市区福浦2-12-4
国立水産研究所
水産資源開発研究所

(2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所

納入期間が（ア）の港令和7年6月18日17時00分
納入期間が（イ）の港令和7年7月22日17時00分
納入期間が（ウ）の港令和7年8月20日17時00分
3 . ①に同じ

6 . その他

(1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書
及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な
入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知
書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

7 . 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等
における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国
立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf)をご理解いただき、一定金
額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしていま
す。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出につ
いて、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約
書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願い
します。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出
していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

船舶用燃油 概要

注) 本概要は、入札参加希望者に概要を示すものです。

入札にあたっては必ず仕様書をお受け取りになり、積算して下さい。

本資料に基づく入札は出来ませんのでご注意願います。

1. 件名及び数量

【特定調達契約】

A 船舶用重油 約 994kl

B 船舶用軽油 約 340kl

【一般競争契約】

A 船舶用重油 約 115kl

B 船舶用軽油 約 17kl

詳細は別紙参照

2. 規格

詳細は別紙参照

3. 納入期間

下記（ア）～（ウ）において、国立研究開発法人水産研究・教育機構総務部長が指定する期間

（ア）令和7年7月1日から令和7年9月30日まで

（イ）令和7年8月1日から令和7年9月30日まで

（ウ）令和7年9月1日から令和7年9月30日まで

4. その他

- ・ 上記1. の油種及び港毎に1KLあたりの単価で入札を行う。
- ・ 納入場所及び方法等の詳細は仕様書に記載する。
- ・ 納入の際は、船舶に損傷を与えないよう細心の注意を払うものとする。
- ・ 納入した燃油に関する試験成績表及び製品安全データシート（SDS）を各1部、納入時に提出するものとする。
- ・ 概要書に記載した数量は現時点での予定を記載していることから、発注数量を保証するものではなく、調査計画の変更や航海状況、天候等により、納入日及び納入数量の変更、並びに給油件数の増減があり得る。
- ・ 軽油についてバージ船給油の場合、軽油専用バージ船を使用しない場合は、他油種との混合使用による機関への不具合が生じることの無いようタンク及び配管系統を軽油等で十分に洗浄の上使用すること。

第2四半期

概要 別紙 給油予定一覧表（船舶用重油）

契約方式	油種	規格	四半期	納入港	納入地	納入 予定日	数量	納入船舶	用船給油 情報
特定	重油	JIS1種1号相当品	第2	函館港	北海道函館市	R7. 9. 2	193	用船船舶	用船解除
船舶用重油 (函館港) 小計							193		
一般	重油	JIS1種1号相当品	第2	小樽港	北海道小樽市	R7. 7. 15	65	蒼鷹丸	
船舶用重油 (小樽港) 小計							65		
特定	重油	JIS1種1号相当品	第2	塩釜港	宮城県塩釜市	R7. 7. 1	50	蒼鷹丸	
特定	重油	JIS1種1号相当品	第2	塩釜港	宮城県塩釜市	R7. 7. 29	70	若鷹丸	
特定	重油	JIS1種1号相当品	第2	塩釜港	宮城県塩釜市	R7. 8. 21	20	若鷹丸	
特定	重油	JIS1種1号相当品	第2	塩釜港	宮城県塩釜市	R7. 9. 30	85	若鷹丸	
船舶用重油 (塩釜港) 小計							225		
特定	重油	JIS1種1号相当品	第2	横浜港	神奈川県横浜市	R7. 7. 30	60	蒼鷹丸	
船舶用重油 (横浜港) 小計							60		
特定	重油	JIS1種1号相当品	第2	新潟港	新潟県新潟市	R7. 7. 10	33	用船船舶	用船解除
特定	重油	JIS1種1号相当品	第2	新潟港	新潟県新潟市	R7. 9. 25	38	用船船舶	用船解除
船舶用重油 (新潟港) 小計							71		
特定	重油	JIS1種1号相当品	第2	下関港	山口県下関市	R7. 7. 4	65	天鷹丸	
特定	重油	JIS1種1号相当品	第2	下関港	山口県下関市	R7. 8. 5	80	天鷹丸	
特定	重油	JIS1種1号相当品	第2	下関港	山口県下関市	R7. 9. 1	70	天鷹丸	
船舶用重油 (下関港) 小計							215		
特定	重油	JIS1種1号相当品	第2	長崎港	長崎県長崎市	R7. 7. 31	60	陽光丸	
特定	重油	JIS1種1号相当品	第2	長崎港	長崎県長崎市	R7. 9. 11	60	陽光丸	
特定	重油	JIS1種1号相当品	第2	長崎港	長崎県長崎市	R7. 9. 30	50	陽光丸	
船舶用重油 (長崎港) 小計							170		
特定	重油	JIS1種1号相当品	第2	那覇港	沖縄県那覇市	R7. 9. 16	60	蒼鷹丸	
船舶用重油 (那覇港) 小計							60		
一般	重油	JIS1種1号相当品	第2	名瀬港	鹿児島県奄美市	R7. 9. 1	50	蒼鷹丸	
船舶用重油 (名瀬港) 小計							50		
重油 第2四半期合計 (特定調達)							994		
重油 第2四半期合計 (一般競争)							115		

第2四半期

概要 別紙 給油予定一覧表（船舶用軽油）

契約方式	油種	規格	四半期	納入港	納入地	納入 予定日	数量	納入船舶	用船給油 情報
特定	軽油	免税 JIS2号相当品	第2	釧路港	北海道釧路市	R7. 7. 9	160	北光丸	
特定	軽油	免税 JIS2号相当品	第2	釧路港	北海道釧路市	R7. 7. 18	30	北光丸	
特定	軽油	免税 JIS2号相当品	第2	釧路港	北海道釧路市	R7. 8. 12	80	北光丸	
特定	軽油	免税 JIS2号相当品	第2	釧路港	北海道釧路市	R7. 9. 17	70	北光丸	
船舶用軽油（釧路港）小計							340		
一般	軽油	免税 JIS2号相当品	第2	館山港	千葉県館山市	R7. 9. 22	4	たか丸	
船舶用軽油（館山港）小計							4		
一般	軽油	免税 JIS2号相当品	第2	塩屋港	広島県廿日市市	R7. 7. 9	4	こたか丸	
一般	軽油	免税 JIS2号相当品	第2	塩屋港	広島県廿日市市	R7. 7. 24	5	こたか丸	
一般	軽油	免税 JIS2号相当品	第2	塩屋港	広島県廿日市市	R7. 9. 3	4	こたか丸	
船舶用軽油（塩屋港）小計							13		
軽油 第2四半期合計（特定調達）							340		
軽油 第2四半期合計（一般競争）							17		
				重油、軽油合計（特定調達契約）			1,334		
				重油、軽油合計（一般競争契約）			132		